

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

⑨ ② ⑧（略）

一 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

⑩ ⑯ ⑰（略）

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十一号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一（略）
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 ⑮ ⑯（略）
- 五 ⑯ ⑰（略）

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十二条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一・二（略）
- 三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五・六（略）

2 10

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一・二 （略）
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五・六 （略）
- 2・11 （略）

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三・十 （略）
- 2・9 （略）

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け
- 二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三・十一 （略）
- 2・9 （略）

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）（抄）

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三・九 （略）

○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）（抄）

第二条（定義）

（略）

- 25 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第四号に規定する者をいう。第四十八条において同じ。）であつて、同条第一項の規定により認定を受けたものをいう。
- 26 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第四十八条第一項第二号において同じ。）であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。
- 27 • 28 （略）

（認定支援機関）

- 第四十一条 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第二百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。
- 2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号への地域において、次の業務を行うものとする。
- イ 一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。
- ロ 中小企業承継事業、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は経営資源活用新事業
- 二 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、前号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。
- 四 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第四十七条に規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。
- 3 5 5 (略)

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号） （抄）

（定義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 大会社

次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。
イ 最終事業年度に係る貸借対照表（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定期株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定期株主総会までの間においては、第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。）において同じ。）に資本金として計上した額が五億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

七～三十四 （略）

○ 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号） （抄）

（買取申込み等の求め）

第二十六条 機構は、支援決定を行つたときは、直ちに、その対象となつた事業者（以下「対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの（以下「関係金融機関等」という。）に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間（以下「買取申込み等期間」という。）内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答（以下「買取申込み等」という。）をするよう求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、支援決定を行つた旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

- 一 債権の買取りの申込み
- 二 事業再生計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意（対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従つてその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。）